

令和6年生駒市議会（第1回）定例会議案

令和6年3月5日

生 駒 市

令和6年生駒市議会（第1回）定例会議案目録

議案番号	議 案 名	頁
報告第 1 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1～2
報告第 2 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	3～4
議案第 1 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和5年度生駒市一般会計補正予算(第8回))	5～11
議案第 2 号	令和6年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 3 号	令和6年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第 4 号	令和6年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 5 号	令和6年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 6 号	令和6年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和6年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第 8 号	令和6年度生駒市下水道事業会計予算	別冊
議案第 9 号	令和6年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 10 号	令和5年度生駒市一般会計補正予算(第9回)	12～26
議案第 11 号	令和5年度生駒市介護保険特別会計補正予算(第2回)	27～33
議案第 12 号	生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	34～41
議案第 13 号	生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	42

議案第 14 号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 15 号	生駒市ハラスメントの防止等に関する条例の制定について	44～47
議案第 16 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	48～50
議案第 17 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	51
議案第 18 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	52～53
議案第 19 号	生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について	54～55
議案第 20 号	生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について	56～57
議案第 21 号	生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	58～61
議案第 22 号	生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	62～63
議案第 23 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	64～67
議案第 24 号	生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	68～96
議案第 25 号	生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について	97～98
議案第 26 号	生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について	99～100
議案第 27 号	生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	101～107
議案第 28 号	生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	108
議案第 29 号	生駒市水道事業給水条例及び生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	109～110

議案第 30 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	111～112
議案第 31 号	損害賠償の額の決定について	113
議案第 32 号	生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について	114
議案第 33 号	生駒山麓公園の指定管理者の指定について	115
議案第 34 号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について	116
議案第 35 号	第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画を定めることについて	117
議案第 36 号	生駒市監査委員の選任について	118
議案第 37 号	生駒市教育長の任命について	119
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	120

報告第 1 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 1 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和5年11月29日（水）午後3時30分頃

2 事故発生場所

生駒市辻町地内

3 損害賠償額

31,185円

4 事故の概要

上記場所において、駐車場から出る際、障壁に公用車の左後方部を当て損傷させたもの。

令和6年1月24日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 2 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

令和5年9月16日（土）午前10時50分頃

2 事故発生場所

生駒市清掃リレーセンター

3 損害賠償額

214,830円

4 事故の概要

上記場所において、処理困難物搬出準備作業中、球状の廃棄物が進入路へ転がり、持込にきていた一般市民の乗用車に接触し損傷させたもの。

令和6年2月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 1 号

専決処分につき承認を求めることについて

令和5年度生駒市の一般会計の補正予算（第8回）を定めることについては、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年2月19日別紙のとおり処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専第 3 号

専 決 処 分 書

令和 5 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 8 回）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 6 年 2 月 1 9 日

生駒市長 小 紫 雅 史

令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 8 回）

令和 5 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 8 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 9 0 , 5 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6 , 7 1 4 , 2 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		9,045,260	490,503	9,535,763
	2 国庫補助金	3,897,235	490,503	4,387,738
歳 入 合 計		46,223,742	490,503	46,714,245

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		18,651,614	490,503	19,142,117
	1 社会福祉費	9,498,505	490,503	9,989,008
歳 出 合 計		46,223,742	490,503	46,714,245

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節分		説 明
				区	金額	
1 総務費国庫補助金	1,380,636	490,503	1,871,139	1 総務管理費補助金	490,503	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	3,897,235	490,503	4,387,738			

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区分	金額	説明
				財源					
				国県支出金	地方債	その他			
1 社会福祉総務費	1,626,990	490,503	2,117,493	490,503 (国補) 490,503			838	パートタイム会計年度任用職員	
						3 職員手当等	450		
						4 共済費	137	職員共済組合負担金 社会保険料等	
						8 旅費	51	費用弁償	
						10 需用費	610	消耗品費 印刷製本費 修繕料	
						11 役務費	2,993	通信運搬費 手数料	
						12 委託料	23,024	システム等委託料	
						13 使用料及び賃借料	300	情報機器賃借料	
						18 負担金補助及び交付金	462,100	住民税均等割のみ課税世帯に対する物 価高騰対応重点支援給付金 200,000 低所得者の子育て世帯に対する物価高 騰対応重点支援給付金 262,100	
計	9,498,505	490,503	9,989,008	490,503					

[単位 千円]

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(729) 819	850,679	3,179,574	2,627,979	6,658,232	7,853,893	
補 正 前	(727) 819	849,841	3,179,574	2,627,529	6,656,944	7,852,468	
比 較	(2) 0	838	0	450	1,288	1,425	

※ () 内は、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	管 理 職 員 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)
		補正後		72,606	122,808	2,250	202,464	1,601
補正前		72,606	122,808	2,250	202,464	1,601	212,530	30,794
比 較		0	0	0	0	0	450	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,171		88,107	51,219	366,000	885,419	584,560
7,171		88,107	51,219	366,000	885,419	584,560
0		0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	838	その他の増減分	採用に伴う増分	
給料		会計年度任用職員以外の職員		
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
		会計年度任用職員		
		その他の増減分		
職員手当	450	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	業務量の増加に伴う増加分	
		450		
		扶養手当		千円
		管理職手当		千円
		管理職員特別勤務手当		千円
		地域手当		千円
		特殊勤務手当		千円
		時間外勤務手当	450	千円
		休日勤務手当		千円
		夜間勤務手当		千円
		単身赴任手当		千円
		通勤手当		千円
		住居手当		千円
		退職手当		千円
		期末手当		千円
		勤勉手当		千円
		会計年度任用職員		
		その他の増減分		

議案第 10 号

令和 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 9 回）

令和 5 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 9 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 6 , 8 0 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 6 , 9 3 1 , 0 5 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 5 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		5,452,100	21,628	5,473,728
	1 地方交付税	5,452,100	21,628	5,473,728
15 国庫支出金		9,535,763	69,790	9,605,553
	1 国庫負担金	5,117,627	61,217	5,178,844
	2 国庫補助金	4,387,738	8,573	4,396,311
16 県支出金		3,559,002	33,294	3,592,296
	1 県負担金	2,247,722	30,608	2,278,330
	2 県補助金	1,073,000	2,686	1,075,686
18 寄附金		168,231	20,404	188,635
	1 寄附金	168,231	20,404	188,635
19 繰入金		1,743,179	24,000	1,767,179
	1 基金繰入金	1,743,179	24,000	1,767,179
20 繰越金		1,943,774	30,631	1,974,405
	1 繰越金	1,943,774	30,631	1,974,405
22 市債		2,077,200	11,000	2,088,200
	1 市債	2,077,200	11,000	2,088,200

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
23 自動車取得税交付金		0	6,060	6,060
	1 自動車取得税交付金	0	6,060	6,060
歳入合計		46,714,245	216,807	46,931,052

歳出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,865,350	45,210	4,910,560
	1 総務管理費	3,846,568	45,210	3,891,778
3 民生費		19,142,117	152,852	19,294,969
	1 社会福祉費	9,989,008	11,125	10,000,133
	2 児童福祉費	7,259,760	141,727	7,401,487
5 産業経済費		605,299	1,617	606,916
	1 農業費	167,429	1,617	169,046
8 教育費		5,002,299	17,128	5,019,427
	4 幼稚園費	852,957	2,299	855,256
	5 社会教育費	1,408,846	14,829	1,423,675
歳出合計		46,714,245	216,807	46,931,052

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	人事管理費	1,210
	戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	15,048
民生費	社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業	99,457
		住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業	215,505
		低所得者の子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業	274,998
	児童福祉費	児童福祉経費	18,777
		児童手当支給経費	2,420
衛生費	保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	9,154
		地域脱炭素移行・再エネ推進事業	228,808
産業経済費	農業費	土地改良事業	7,549
土木費	道路橋梁及び河川費	道路管理費	20,000
		道路橋梁維持補修費	4,200
		橋梁予防保全事業	68,400
		橋梁耐震化事業	9,000
		生活道路安全対策事業	8,000
		道路新設改良事業	79,220

款	項	事業名	金額
	都市計画費	まちづくり推進事業	12,100
		公園整備事業	79,516
		北部地域整備促進事業	19,690
教育費	教育総務費	生駒南小学校・中学校整備事業	7,920
	小学校費	小学校施設管理費	3,340
	中学校費	中学校施設管理費	10,491
	社会教育費	体育施設整備事業	14,829

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
土木費	道路橋梁及び河川費	河川水路改修事業	17,422	河川水路改修事業	42,732

第 3 表 地 方 債 補 正

変更

[単位 千円]

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
土地改良 事業	1,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合に はその債権 者と協定す るものとし る。ただし 、市財政の 都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えることが できる。	2,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合に はその債権 者と協定す るものとし る。ただし 、市財政の 都合により 据置期間及 び償還期限 を短縮し、 若しくは繰 上償還又は 低利に借換 えることが できる。
体育施設 整備事業	16,600	〃	〃	〃	26,400	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 地方交付税	5,452,100	21,628	5,473,728	1 地方交付税	21,628	普通交付税	
計	5,452,100	21,628	5,473,728				

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 民生費国庫負担金	4,807,616	60,315	4,867,931	2 児童福祉費負担金	60,315	子どものための教育・保育給付交付金	
3 教育費国庫負担金	89,682	902	90,584	1 幼稚園費負担金	902	子どものための教育・保育給付交付金	
計	5,117,627	61,217	5,178,844				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費国庫補助金	809,309	3,630	812,939	2 児童福祉費補助金	3,630	子ども・子育て支援事業費補助金	
5 教育費国庫補助金	16,838	4,943	21,781	5 社会教育費補助金	4,943	体育施設整備事業補助金	
計	4,387,738	8,573	4,396,311				

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 民生費県負担金	2,175,796	30,157	2,205,953	2 児童福祉負担金	30,157	施設型給付費等県費交付金
4 教育費県負担金	44,840	451	45,291	1 幼稚園費負担金	451	施設型給付費等県費交付金
計	2,247,722	30,608	2,278,330			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 民生費県補助金	691,894	2,439	694,333	2 児童福祉補助金	2,439	施設型給付費等県費補助金
6 教育費県補助金	34,303	247	34,550	2 幼稚園費補助金	247	施設型給付費等県費補助金
計	1,073,000	2,686	1,075,686			

(款) 18 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 一般寄附金	154,470	20,000	174,470	1 一般寄附金	20,000	ふるさと生駒応援寄附金
3 産業経済費寄附金	405	404	809	1 農業費寄附金	404	県営土地改良事業寄附金
計	168,231	20,404	188,635			

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
14 職員退職給与基金繰入金	249,000	24,000	273,000	1	職員退職給与基金繰入金	24,000	
計	1,743,179	24,000	1,767,179				

[単位 千円]

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	1,943,774	30,631	1,974,405	1	繰越金	30,631	前年度繰越金
計	1,943,774	30,631	1,974,405				

[単位 千円]

(款) 22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
4 産業経済債	1,000	1,200	2,200	1	農業債	1,200	県営土地改良事業債
7 教育債	43,300	9,800	53,100	1	社会教育債	9,800	体育施設整備事業債
計	2,077,200	11,000	2,088,200				

[単位 千円]

(款) 23 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 自動車取得税交付金	0	6,060	6,060	1 自動車取得税 交付金		6,060	
計	0	6,060	6,060				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特定 国県支出金	地方債 その他				
1 一般管理費	2,091,214	45,210	2,136,424	1,210 (国補)	44,000 (寄)		3 職員手当等	24,000	
				1,210 (繰入)	20,000 (繰入)		12 委託料	1,210	人事・給与システム委託料
計	3,846,568	45,210	3,891,778	1,210	44,000		24 積立金	20,000	ふるさと生駒応援基金

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特定 国県支出金	地方債 その他				
6 介護保険費	1,674,145	11,125	1,685,270			11,125	27 繰出金	11,125	介護保険特別会計繰出金
計	9,989,008	11,125	10,000,133			11,125			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額		一般財源			
				特定 国県支出金	地方債 その他				
1 児童福祉総務費	3,416,681	2,420	3,419,101	2,420 (国補)			12 委託料	2,420	児童手当システム等委託料
2 児童保育費	2,184,100	139,307	2,323,407	92,911 (国負)		46,396	18 負担金補助及び交付金	139,307	施設型給付費等負担金
				60,315 (県負)					
				30,157					

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国庫支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分		金額
計	1,408,846	14,829	1,423,675	4,943	9,800		86			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)		
補 正 後	(729) 819	850,679	3,179,574	2,651,979	6,682,232	7,877,893	
補 正 前	(729) 819	850,679	3,179,574	2,627,979	6,658,232	7,853,893	
比 較	(0) 0	0	0	24,000	24,000	24,000	

※ () 内は、暫定再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特 別	地 域 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務	休 日 勤 務 手 当
		(千円)	(千円)	勤 務 手 当 (千円)	(千円)	(千円)	手 当 (千円)	(千円)
	補正後	72,606	122,808	2,250	202,464	1,601	212,980	30,794
	補正前	72,606	122,808	2,250	202,464	1,601	212,980	30,794
	比 較	0	0	0	0	0	0	0

夜間勤務手当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	退 職 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)
7,171		88,107	51,219	390,000	885,419	584,560
7,171		88,107	51,219	366,000	885,419	584,560
0		0	0	24,000	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
報酬	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
給料	会計年度任用職員以外の職員			
		給与改定に伴う増減分		
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		
職員手当	会計年度任用職員以外の職員			
	24,000	制度改正に伴う増減分		
		その他の増減分	退職に伴う増加分	千円 夜間勤務手当 千円 単身赴任手当 千円 通勤手当 千円 住居手当 千円 退職手当 千円 期末手当 千円 勤勉手当 24,000 千円 扶養手当 千円 管理職手当 千円 管理職員特別勤務手当 千円 地域手当 千円 特殊勤務手当 千円 時間外勤務手当 千円 休日勤務手当
	会計年度任用職員			
		その他の増減分		

議案第 11 号

令和5年度生駒市介護保険特別会計補正予算（第2回）

令和5年度生駒市の介護保険特別会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,892,585千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		1,951,447	17,658	1,969,105
	1 国庫負担金	1,610,451	16,020	1,626,471
	2 国庫補助金	340,996	1,638	342,634
4 支払基金交付金		2,462,896	24,030	2,486,926
	1 支払基金交付金	2,462,896	24,030	2,486,926
5 県支出金		1,395,668	12,905	1,408,573
	1 県負担金	1,322,610	12,905	1,335,515
7 繰入金		1,755,130	34,407	1,789,537
	1 一般会計繰入金	1,577,450	11,125	1,588,575
	2 基金繰入金	177,680	23,282	200,962
歳 入 合 計		9,803,585	89,000	9,892,585

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		8,951,000	89,000	9,040,000
	1 介護サービス等諸費	8,511,416	73,000	8,584,416
	2 高額介護サービス費	289,475	15,000	304,475
	3 介護保険諸費	10,800	1,000	11,800
歳 出 合 計		9,803,585	89,000	9,892,585

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	1,610,451	16,020	1,626,471	1 現年度分	16,020	
計	1,610,451	16,020	1,626,471			

[単位 千円]

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 調整交付金	167,843	1,638	169,481	1 現年度分調整交付金	1,638	
計	340,996	1,638	342,634			

[単位 千円]

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費交付金	2,416,771	24,030	2,440,801	1 現年度分	24,030	
計	2,462,896	24,030	2,486,926			

[単位 千円]

(款) 5 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費負担金	1,322,610	12,905	1,335,515	1 現年度分	12,905	

[単位 千円]

計	1,322,610	12,905	1,335,515			
---	-----------	--------	-----------	--	--	--

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費繰入金	1,118,876	11,125	1,130,001	1 現年度分	11,125	
計	1,577,450	11,125	1,588,575			

[単位 千円]

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	177,680	23,282	200,962	1 介護給付費準備基金繰入金	23,282	
計	177,680	23,282	200,962			

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額					
				特 定 財 源	地 方 財 源	そ の 他			
1 介護サービス等給付費	8,347,544	73,000	8,420,544	25,062 (国負)	28,828 (基)	19,110	73,000	居宅介護サービス給付費 施設介護サービス給付費	
計	8,511,416	73,000	8,584,416	13,137 (国補)	19,705 (繰入)	19,110			
				1,343 (県負)	9,123				
				10,582					
				25,062	28,828	19,110			

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額介護サービス費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額					
				特 定 財 源	地 方 財 源	そ の 他			
1 高額介護サービス等給付費	289,475	15,000	304,475	5,196 (国負)	5,976 (基)	3,828	15,000	高額介護サービス給付費	
計	289,475	15,000	304,475	2,723 (国補)	4,085 (繰入)	3,828			
				279 (県負)	1,891				
				2,194					
				5,196	5,976	3,828			

(款) 2 保険給付費

(項) 3 介護保険諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額					
				特 定 財 源	地 方 財 源	そ の 他			
1 審査支払手数料	10,800	1,000	11,800	305 (国負)	351 (基)	344	1,000	手数料	
				160	240				
				305	351	344			
				160	240				
				11,800	1,000	1,000			

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定地方債		一般財源			
				国庫支出金 (国補)	財源その他 (県負)				
				16 (国補)	129 (県負)	(繰入) 111			
計	10,800	1,000	11,800	305		351	344		

議案第 12 号

生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の機関等に係る手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例、規則等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 120 条に規定する会議規則、同法第 130 条第 3 項に規定する規則その他の議会の規則、同法第 138 条の 4 第 2 項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する管理規程を含む。以下同じ。）及びその他の申請、届出その他の手続に係る根拠となる規定

で市の機関等が定めるもの並びに奈良県事務処理の特例に関する条例（平成12年奈良県条例第34号）により市が処理することとされた事務について規定する奈良県の条例及び規則をいう。

(2) 市の機関等 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される市の執行機関、市の議会若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上独立して権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関（申請等を受ける市の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該申請等を受ける市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の

者に対して行うものを除く。)をいう。この場合において、経由機関（処分通知等を行う市の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該処分通知等を行う市の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

(8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

- 4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料、使用料その他の収入金（以下「手数料等」という。）の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行うことができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織

を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

- 2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

(1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確

認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの 第3条から前条までの規定

(2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他のこの条例の規定による情報通信技

術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(生駒市行政手続条例の一部改正)

2 生駒市行政手続条例（平成9年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

議案第 13 号

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例

(生駒市監査委員条例の一部改正)

第1条 生駒市監査委員条例（平成3年7月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(生駒市下水道事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 生駒市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年12月生駒市条例第32号）第5条
- (2) 生駒市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第1号）第5条
- (3) 生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成21年6月生駒市条例第23号）第6条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 14 号

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例

生駒市職員定数条例（昭和42年4月生駒市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「535人」を「560人」に、「169人」を「144人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

生駒市ハラスメントの防止等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市ハラスメントの防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、ハラスメントの防止及びハラスメントに関する相談（以下「ハラスメント相談」という。）が行われた場合の対応（以下「ハラスメントの防止等」という。）を適切に行うことにより、職員が個人としての尊厳を尊重され、快適に働くことのできる勤務環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であって、本市に勤務するものをいう。
- (2) 市長等 市長、副市長及び教育長並びに生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）に規定する特別職の職員をいう。
- (3) 議員 本市議会の議員をいう。
- (4) ハラスメント パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他の職員に精神的若

しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

(5) パワーハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。

(6) セクシュアルハラスメント 職員を不快にさせる性的な言動をいう。

(7) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠、出産、育児若しくは介護に関する言動又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動により職員の勤務環境を害することをいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、職員に対する市長等、議員又は他の職員からのハラスメントについて適用する。

(ハラスメントの禁止)

第4条 市長等、議員及び職員は、ハラスメントをしてはならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、ハラスメントの防止等に関する施策についての企画立案を行うとともに、任命権者がハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整及び助言に当たらなければならない。

2 市長は、ハラスメントの防止等のために必要な研修を実施する等職員の意識の啓発及び知識の向上を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第6条 任命権者は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止等に関し、必要な措置を適切に講じなければならない。

2 任命権者は、ハラスメント相談を行った職員その他ハラスメント相談に関係

する職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。

(職員の責務)

第7条 職員は、ハラスメントについての理解を深め、自らの言動に必要な注意を払うとともに、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 管理又は監督の地位にある職員は、ハラスメントに関する問題が職場に生じていないか、又はそのおそれがないかに注意して、良好な勤務環境を確保するよう努めなければならない。

(ハラスメントに関する指針)

第8条 市長は、ハラスメントを防止し、ハラスメントに関する問題を解決するために認識すべき事項について、指針を定めるものとする。

2 市長等及び職員は、前項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

(相談窓口の設置)

第9条 市長は、職員からのハラスメント相談に対応するため、ハラスメント相談を受ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

2 相談窓口は、ハラスメント相談を行った職員の主張の聴取その他ハラスメント相談の解決に向けた調整を行うものとする。

(ハラスメント認定に係る調査)

第10条 相談窓口でハラスメント相談を行った職員は、ハラスメント相談の内容がハラスメントに該当するかどうかの認定（以下「ハラスメント認定」という。）についての調査を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、速やかにハラスメント認定についての調査を行うものとする。

(相談窓口等の委託)

第11条 市長は、相談窓口及びハラスメント認定についての調査に係る業務を

ハラスメントに関する専門的知識を有する者に委託することができる。

(ハラスメント審査委員会)

第12条 ハラスメント認定について、市長の諮問に応じて調査審議するため、生駒市ハラスメント審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(プライバシーの保護)

第13条 ハラスメント相談に係る全ての者は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシーに十分配慮し、その際に知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 16 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.4」を「100分の7.64」に改める。

第4条中「26,600円」を「27,600円」に改める。

第5条第1号中「24,500円」を「20,000円」に改め、同条第2号中「12,250円」を「10,000円」に改め、同条第3号中「18,375円」を「15,000円」に改める。

第6条中「100分の3.0」を「100分の3.27」に改める。

第7条中「10,200円」を「11,500円」に改める。

第8条第1号中「8,200円」を「8,400円」に改め、同条第2号中「4,100円」を「4,200円」に改め、同条第3号中「6,150円」を「6,300円」に改める。

第9条中「100分の3.0」を「100分の3.03」に改める。

第10条中「17,800円」を「16,900円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号ア中「18,620円」を「19,320円」に改め、同号イ（ア）中「17,150円」を「14,000円」に改め、同号イ（イ）中「8,575円」を「7,000円」に改め、同号イ（ウ）中「12,863円」を「10,500円」に改め、同号ウ中「7,140円」を「8,050円」に改め、同号エ（ア）中「5,740円」を「5,880円」に改め、同号エ（イ）中「2,870円」を「2,940円」に改め、同号エ（ウ）中「4,305円」を「4,410円」に改め、同号オ中「12,460円」を「11,830円」に改め、同項第2号ア中「13,300円」を「13,800円」に改め、同号イ（ア）中「12,250円」を「10,000円」に改め、同号イ（イ）中「6,125円」を「5,000円」に改め、同号イ（ウ）中「9,188円」を「7,500円」に改め、同号ウ中「5,100円」を「5,750円」に改め、同号エ（ア）中「4,100円」を「4,200円」に改め、同号エ（イ）中「2,050円」を「2,100円」に改め、同号エ（ウ）中「3,075円」を「3,150円」に改め、同号オ中「8,900円」を「8,450円」に改め、同項第3号ア中「5,320円」を「5,520円」に改め、同号イ（ア）中「4,900円」を「4,000円」に改め、同号イ（イ）中「2,450円」を「2,000円」に改め、同号イ（ウ）中「3,675円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「2,040円」を「2,300円」に改め、同号エ（ア）中「1,640円」を「1,680円」に改め、同号エ（イ）中「820円」を「840円」に改め、同号エ（ウ）中「1,230円」を「1,260円」に改め、同号オ中「3,560円」を「3,380円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,990円」を「4,140円」に改め、同号イ中「6,650円」を「6,900円」に改め、同号ウ中「10,640円」を「11,040円」に改め、同号エ中「13,300円」を「13,800円」に改め、同項第2号ア中「1,530円」

を「1, 725円」に改め、同号イ中「2, 550円」を「2, 875円」に改め、同号ウ中「4, 080円」を「4, 600円」に改め、同号エ中「5, 100円」を「5, 750円」に改める。

第26条第3項中「納期限」を「別に定める期日」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 17 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2の項の(2)中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 18 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成26年12月生駒市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲
示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接
受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい
い、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ
」に改める。

第53条第1項中「特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ど
も・子育て支援提供者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）
」を「特定教育・保育施設等」に改め、同条第2項第2号中「磁気ディスク、シ
ー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録して
おくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）
」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
(令和元年8月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表中「(4, 500)」、「(4, 400)」、「(5, 250)」、「(5, 150)」、「(6, 000)」、「(5, 850)」、「(7, 000)」、「(6, 850)」、「(8, 000)」、「(7, 850)」、「(9, 250)」、「(9, 050)」、「(10, 500)」、「(10, 300)」、「(12, 550)」、「(12, 300)」、「(14, 150)」、「(13, 900)」、「(15, 450)」、「(15, 150)」、「(16, 800)」、「(16, 500)」、「(18, 200)」、「(17, 850)」、「(19, 500)」、「(19, 150)」、「(21, 200)」、「(20, 800)」、「(22, 850)」、「(22, 450)」、「(24, 650)」、「(24, 200)」、「(30, 800)」、「(30, 250)」、「(34, 000)」及び「(33, 400)」を削り、同表備

考第7項を削り、同表備考第8項中「前項の規定にかかわらず、」を削り、「括弧内の」を「額に2分の1を乗じて得た」に改め、同項を同表備考第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 8 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は0円とする。

別表備考第9項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和6年4月分の利用者負担額から適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

議案第 20 号

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(生駒市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市子ども医療費助成条例(昭和48年10月生駒市条例第27号)

の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「医療費の助成の対象となる子どもが出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合において、」を削り、「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

(生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例及び生駒市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「6歳」を「18歳」に、「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

(1) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月生駒市条例第31号)第3条の2第2項

(2) 生駒市心身障害者医療費助成条例(昭和47年3月生駒市条例第2号)

第3条の2第2項

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定並びに第2条の規定による改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定及び改正後の生駒市中心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市自転車駐車場条例（昭和58年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

谷田第3自転車駐車場	生駒市谷田町381番地1
------------	--------------

第3条中「原動機付自転車」の次に「（谷田第3自転車駐車場を除く。）」を加え、「自動二輪車」を「普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下同じ。）（谷田第3自転車駐車場を除く。）」に改める。

第6条中「別表に掲げる」を削り、同条に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表のとおりとする。ただし、谷田第3自転車駐車場に係る利用料金は、同表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 一時利用料金

駐車場の名称	自転車等の種類	単位	金額
生駒駅前自転車	自転車	1日1回	70円

駐 車 場、 生 駒 駅 前 第 2 自 転 車 駐 車 場 及 び 生 駒 駅 南 自 転 車 駐 車 場	原 動 機 付 自 転 車	排 気 量 90cc 以 下 の も の	1 日 1 回	100 円
	及 び 普 通 自 動 二 輪 車	排 気 量 90cc を 超 え る も の	1 日 1 回	130 円
谷 田 第 3 自 転 車 駐 車 場	自 転 車		24 時 間 ま で ご と	150 円

別表の2の表中「自動二輪車」を「普通自動二輪車」に改め、同表に次のように加える。

谷 田 第 3 自 転 車 駐 車 場	自 転 車	2,070 円	5,590 円	2,430 円	6,560 円	2,300 円	6,210 円	2,700 円	7,290 円
------------------------------	-------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

第2条 生駒市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

生駒駅南自転車駐車場	生駒市山崎新町144番地45	を
------------	----------------	---

生駒駅北自転車駐車場	生駒市谷田町380番地1	に
生駒駅南自転車駐車場	生駒市山崎新町144番地45	
谷田自転車駐車場	生駒市東新町376番地2	
谷田第2自転車駐車場	生駒市谷田町748番地1	

改める。

第3条を次のように改める。

(駐車できる自転車等の種類)

第3条 駐車場に駐車できる自転車等の種類は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める自転車等とする。

- (1) 生駒駅前自転車駐車場、生駒駅北自転車駐車場、生駒駅南自転車駐車場及び谷田第2自転車駐車場 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車

」という。)及び同項第11号の2に規定する自転車(以下「自転車」という。)

(2) 生駒駅前第2自転車駐車場 原動機付自転車及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下「普通自動二輪車」という。)

(3) 谷田自転車駐車場 原動機付自転車、自転車及び普通自動二輪車(排気量125cc以下のものに限る。)

(4) 谷田第3自転車駐車場 自転車

第6条第2項中「のとおり」を「に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項ただし書を削る。

別表の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 一時利用料金

自転車等の種類		24時間までごとにつき
自転車		150円
原動機付自転車		200円
普通自動二輪車	排気量125cc以下のもの	250円
	排気量125ccを超えるもの	400円

別表の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 定期利用料金

自転車等の種類	市内在住者				市外在住者				
	学生		一般		学生		一般		
	1月	3月	1月	3月	1月	3月	1月	3月	
自転車	2,070円	5,590円	2,430円	6,560円	2,300円	6,210円	2,700円	7,290円	
原動機付自転車	2,450円	6,620円	2,880円	7,780円	2,720円	7,340円	3,200円	8,640円	
普通自動二輪車	排気量125cc以下のもの	3,060円	8,260円	3,600円	9,720円	3,400円	9,180円	4,000円	10,800円
	排気量125ccを超えるもの	4,900円	13,230円	5,760円	15,550円	5,440円	14,690円	6,400円	17,280円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に徴収する利用料金（生駒市自転車駐車場条例第 6 条第 1 項に規定する利用料金をいう。次項において同じ。）について適用し、同日前に徴収する利用料金（第 1 条の規定による改正前の生駒市自転車駐車場条例第 6 条に規定する利用料金をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に徴収する利用料金について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車」を「次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定める自動車」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 生駒駅南自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）
- (2) ベルテラスいこま自動車駐車場 普通自動車、道路交通法施行規則第2条の表に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下「大型自動二輪車」という。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下「普通自動二輪車」という。）

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

自動車の種類		単位	金額
普通自動車		最初の1時間まで	310円
		最初の1時間を超え、 30分までごと	100円
大型自動二輪車		24時間までごと	400円
普通自動二輪車	排気量125cc以下の もの	24時間までごと	250円
	排気量125ccを超え るもの	24時間までごと	400円

附 則

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 23 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6章を第7章とし、第5章を第6章とし、第4章を第5章とする。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「30,570円」に改め、同項第2号中「41,340円」を「39,310円」に改め、同項第3号中「47,700円」を「46,360円」に改め、同項第4号中「57,240円」を「60,480円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「67,200円」に改め、同項第6号中「76,320円」を「80,640円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第7号中「82,680円」を「87,360円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第8号中「95,400円」を「100,800円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改

め、同項第9号中「101, 760円」を「114, 240円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同項第14号中「152, 640円」を「188, 160円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第13号中「139, 920円」を「168, 000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第17号イ」を加え、同号を同項第15号とし、同号の次に次の2号を加える。

(16) 次のいずれかに該当する者 174, 720円

ア 合計所得金額が1, 400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(17) 次のいずれかに該当する者 181, 440円

ア 合計所得金額が1, 600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第1項第12号中「127, 200円」を「161, 280円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号中「117, 660円」を「154, 560円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号中「111

、300円」を「141,120円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同号イ中「、第12号イ又は第13号イ」を「、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 147,840円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 127,680円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イに該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,080円」を「19,150円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,080円」を「19,150円」に、「25,440円」を「25,870円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度

から令和8年度まで」に、「19,080円」を「19,150円」に、「44,520円」を「46,030円」に改める。

第6条第3項中「又は第9号口」を「、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口」に、「第9号まで」を「第13号まで」に改める。

第9条第1項中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 保健福祉事業

（保健福祉事業）

第3条の2 本市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の49の規定により、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために介護用品を支給する事業を行う。

第3条の3 前条に規定する事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年3月生駒市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第30号において同じ。)を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利

用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識す

ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第15条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこ

と。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けると。

第15条第30号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年12月生駒市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主

任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はそ

の家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号及び第30号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の

利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において単に「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の2号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

(30) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前各号に掲げるもののほか、研修の受講、地域包括支援センターと連携したアセスメントの実施その他の適切な指定介護予防支援の提供及び地域包括支援センターとの効果的な連携のために行うべきものとして市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

第35条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月生駒市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「同一施設内」を「同一敷地内」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては

認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第26条第11項」を「第26条第10項」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体

的拘束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号と

し、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の
利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「身体的拘束等」を「前号の身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を

図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
- 第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に

改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは「0.9」とする。

(1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協

力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援

専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「協力医療機関等」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老

人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附則第3条中「附則第16条」を「附則第5条」に改める。

(生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年12月生駒市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」

に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業

所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る

こと。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

第91条第1項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第6条第4項第2号及び第33条第1項の改正規定、第2条中生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第6条第4項第2号及び第35条第1項の改正規定、第3条中生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第9条第2項第2号及び第203条第1項の改正規定並びに第4条中生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第11条第2項第2号及び第91条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

- 2 令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の生駒市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)第24条第3項(新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の生駒市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下

「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第23条第3項(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第3条の規定による改正後の生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第34条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

- 3 令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方

策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

- 4 令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第172条中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市企業立地促進条例の一部を改正する条例

生駒市企業立地促進条例（平成24年10月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第1号から第3号までを2号ずつ繰り下げ、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 事業者 営利を目的とした事業を営む法人又は個人をいう。

(2) 事業所 事業者がその事業の用に供する施設をいう。

第5条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。）及びその子会社（同条第3号に規定する子会社をいう。）は、1の事業者として前項の規定による事業計画の提出を行うことができる。

第6条第2項中「前条第2項及び第4項」を「前条第3項及び第5項」に改め、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改める。

第10条第3項中「第5条第4項各号」を「第5条第5項各号」に改める。

第 11 条第 1 号中「第 5 条第 2 項各号」を「第 5 条第 3 項各号」に改め、同条第 4 号中「第 5 条第 3 項」を「第 5 条第 4 項」に改め、同条第 8 号中「第 5 条第 4 項各号」を「第 5 条第 5 項各号」に改める。

別表第 1 備考以外の部分中「固定資産投資額」及び「附帯費用の額」の次に「（国等の他の補助制度により補助金の交付を受けた場合には、当該補助金の額を控除した額）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市高山竹林園条例の一部を改正する条例

生駒市高山竹林園条例（平成元年4月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「資する」の次に「とともに、地域のにぎわいの創出を図る」を加える。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第4条第1項中「及び竹生庵^{ちくぶあん}」を「、竹生庵^{ちくぶあん}、多目的広場及び多目的グラウンド」に改め、「並びに多目的広場及びゲートボール場」を削り、同条第3項中「、多目的広場及びゲートボール場」を削る。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、営利目的で使用する場合における利用料金は、同項の規定による指定管理者が市長の承認を得て定める金額に2を乗じて得た額とする。

第9条第1項中「使用料」を「利用料金」に改める。

別表の2の表中「竹生庵^{ちくぶあん}利用料金」を「その他有料園施設利用料金」に改め、

同表に次のように加える。

多目的広場	5,920円	9,880円	15,800円
多目的グラウンド	1,970円	3,300円	5,270円

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

議案第 27 号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和 6 3 年 1 2 月生駒市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域	都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された令和 5 年 1 2 月 2 8 日生駒市告示第 2 3 9 号に定める大和都市計画生駒市学研生駒テクノエリア北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
生駒市壱分北地区整備計画区域	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された令和 5 年 1 2 月 2 8 日生駒市告示第 2 4 0 号に定める大和都市計画生駒市壱分北地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 に次のように加える。

生駒市学研 生駒テックノ エリア北地 区整備計画 区域	産業施設地 区A	次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの (児童福祉法第6条の3第12 項に規定する事業所内保育事業 の用に供する施設を除く。) 5 ホテル又は旅館 6 キヤバレー、料理店、ナイト クラブ、ダンスホールその他こ れらに類するもの 7 公衆浴場 8 マージャヤ屋、ばちんこ屋、 射的場、勝馬投票券発売所、場 外車券売場その他これらに類す るもの 9 ボーリング場、スケート場、 水泳場その他これらに類する運 動施設 10 自動車教習所	5,000 平方メー トル	道路に面する側 にあつては3メ ートル以上、そ の他の側にあつ ては1メートル 以上	1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの	10分の 5(法第 53条第 3項第2 号の規定 に該当す る場合 は、10 分の6)	25メ ートル
	産業施設地 区B	次に掲げる建築物 1 住宅、兼用住宅、共同住宅、 寄宿舎又は下宿 2 幼稚園、小学校、中学校又は 高等学校 3 神社、寺院、教会その他これ らに類するもの 4 老人ホーム、保育所、福祉ホ ームその他これらに類するもの (児童福祉法第6条の3第12	3,000 平方メー トル	道路に面する側 にあつては1. 5メートル以 上、その他の側 にあつては1メ ートル以上	1 外壁等の中心 線の長さの合計 が3メートル以 下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合		

産業施設地 区C	<p>項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。)</p> <p>5 ホテル又は旅館</p> <p>6 キヤバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</p> <p>10 自動車教習所</p>	1,000平方メートル	道路に面する側にあつては1.5メートル以上、その他の側にあつては1メートル以上	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>	
-------------	---	-------------	---	--	--

生駒市志分北地区整備計画区域	低層住宅地 区	<p>9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 10 自動車教習所</p> <p>次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち令第130条の3に規定するもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 5 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 6 診療所 7 集会所 8 調査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に掲げる公益上必要な建築物 9 前各項の建築物に附属するもの（令第130条の5に掲げるものを除く。）</p>	165平方メートル	道路に面する側にあつては、1.5メートル以上	<p>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>			
	複合住宅地 区A	<p>次に掲げる建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p>	1,000平方メートル					

別表第6に次のように加える。

生駒市学研生駒テクノエリア北地区整備計画区域	産業施設地区A	10分の1	5,000平方メートル
	産業施設地区B	10分の1	3,000平方メートル
	産業施設地区C	10分の1	1,000平方メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 28 号

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市営住宅条例の一部を改正する条例

生駒市営住宅条例（平成9年12月生駒市条例第37号）を次のように改正する。

第6条第1項第1号ク（イ）中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 29 号

生駒市水道事業給水条例及び生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市水道事業給水条例及び生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 生駒市水道事業給水条例（昭和35年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書及び第12条第4項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年12月生駒市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め

る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和6年3月5日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の
一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,
350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「1
1,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,
950」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定
は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた生駒市消防団員等公務
災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並

びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

損害賠償の額の決定について

下記のとおり損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事故区分及び事故発生年月日

物損事故

令和5年8月20日（日）午前1時頃

2 事故発生場所

生駒市元町2丁目地内（滝寺公園）

3 損害賠償額

5,045,700円

4 事故の概要

上記公園内の樹木が倒れ、公園に隣接する施設に駐車していた車に樹木が接触し、車を損傷させたもの。

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒駅前自転車駐車場、生駒駅前第2自転車駐車場及び生駒駅南自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 生駒市シルバー人材センター

生駒市北田原町2476番8

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒山麓公園の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒山麓公園（生駒山麓公園ふれあいセンター及び生駒山麓公園テニスコートを含む。）

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

生駒山麓公園指定管理共同企業体

構成団体（代表） 株式会社ザイマックス関西

大阪府大阪市北区堂島一丁目1番5号

構成団体 アドバンス株式会社

兵庫県豊岡市日高町栗栖野60番地

3 指定の期間

令和6年7月1日から令和10年3月31日まで

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 34 号

奈良広域水質検査センター組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定により、関係地方公共団体の協議により、令和6年4月1日から奈良広域水質検査センター組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

奈良広域水質検査センター組合同規約の一部を改正する規約

奈良広域水質検査センター組合同規約（平成7年奈良県指令地第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表給水人口割の項中「厚生労働省統計」を「国土交通省統計」に改め、「よる」の次に「。ただし、令和5年度以前に発行された厚生労働省統計は、国土交通省統計とみなす」を加え、同表規模割の項中「厚生労働省統計値」を「国土交通省統計値」に改め、「とする」の次に「。令和5年度以前の厚生労働省統計値は、国土交通省統計値とみなす」を加える。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 35 号

第6次生駒市総合計画第2期基本計画を定めることについて

別冊のとおり第6次生駒市総合計画第2期基本計画を定めることにつき、生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例（平成25年6月生駒市条例第22号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 36 号

生駒市監査委員の選任について

生駒市監査委員に下記の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項本文の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 兵庫県尼崎市●●●●●●●●

氏 名 平 松 亜 矢 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市教育長の任命について

生駒市教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 原 井 葉 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 大 西 雅 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 山 崎 憲 二 郎

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 井 上 美 代 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和6年3月5日提出

生駒市長 小 紫 雅 史